

資料 1

諮問事項

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

30 環保第 号
平成 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事
(環境部環境保全課)

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定

2 諮問理由

環境基本法第16条第2項の規定に基づき行う標記環境基準の類型指定については、公共用水域の水質汚濁防止に関する重要事項であることから、貴審議会の意見を求めるもの。

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

(案)

目 次

1	はじめに	・ ・ ・ ・ 1
	(1) 水生生物の保全に係る水質環境基準について	・ ・ ・ ・ 1
	(2) 水生生物保全環境基準の類型指定について	・ ・ ・ ・ 4
2	河川・湖沼に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について	・ ・ ・ ・ 8
	(1) 類型指定のための必要な情報	・ ・ ・ ・ 8
	(2) 対象河川	・ ・ ・ ・ 9
	(3) 類型指定の考え方	・ ・ ・ 1 2
	(4) 湖沼の取扱い	・ ・ ・ 1 3
3	筑前海流入河川、矢部川及び日向神ダムにおける水生生物保全環境基準の類型指定について	・ ・ ・ 1 4
4	河川ごとの類型指定に係る検討	・ ・ ・ 1 7
	4-1 矢矧川	・ ・ ・ 1 7
	4-2 汐入川	・ ・ ・ 1 9
	4-3 釣川	・ ・ ・ 2 1
	4-4 大根川	・ ・ ・ 2 3
	4-5 桜井川	・ ・ ・ 2 5
	4-6 雷山川	・ ・ ・ 2 7
	4-7 加茂川	・ ・ ・ 2 9
	4-8 福吉川	・ ・ ・ 3 1
	4-9 矢部川及び日向神ダム	・ ・ ・ 3 3
	4-10 星野川	・ ・ ・ 3 6
	4-11 辺春川	・ ・ ・ 3 8
	4-12 白木川	・ ・ ・ 4 0
	4-13 飯江川	・ ・ ・ 4 2
	4-14 沖端川	・ ・ ・ 4 4
	4-15 塩塚川	・ ・ ・ 4 6
	参考 関係法令	・ ・ ・ 4 8
	参考 環境水質用語解説	・ ・ ・ 5 2

1 はじめに

(1) 水生生物の保全に係る水質環境基準について

公共用水域の水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められており、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準に分けて設定されている。

このうち生活環境の保全に関する環境基準について、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から、国は平成 15 年 11 月に水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）を新たに区分して設け、全亜鉛について環境基準を設定した。その後、平成 24 年 8 月にノニルフェノールを、平成 25 年 3 月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）を環境基準項目に追加した。（表 1-1 参照）

人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について一律に適用されるが、生活環境の保全に関する環境基準は水域ごとに基準値が設定されている。水生生物保全環境基準は生活環境の保全に関する環境基準の一つであり、表 1-2 のとおり水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型ごとに基準値が設定されている。

表 1-1 水質汚濁に係る環境基準

区分	環境基準が設定されている項目	基準の適用方法
人の健康の保護に関する環境基準	カドミウム、鉛等 27 項目	全国一律基準を適用
生活環境の保全に関する環境基準	pH、BOD 又は COD、SS、DO、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質（以下「一般項目」という。）	利用目的の適応性に依じて水域を類型化 水域類型ごとに基準値を設定し、適用
	全窒素、全燐	
水生生物保全環境基準	全亜鉛、ノニルフェノール、LAS	水生生物の生息状況の適応性に依じて水域を類型化 水域類型ごとに基準値を設定し、適用

表 1-2 水生生物保全環境基準

〔河川及び湖沼〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

〔海域〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

また、公共用水域等における検出状況等から、現時点では直ちに環境基準とはせず、知見の集積に努めるべきとされた項目については「要監視項目」として位置づけ、継続して公共用水域等の水質測定を行い、その推移を把握することとされている。

要監視項目は、現在、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールが指定されている。

表 1-3 水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

〔河川及び湖沼〕

項目 類型	指 針 値					
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物 A	0.7mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.003mg/L 以下
生物 B	3mg/L 以下	0.08mg/L 以下	1mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 B	3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下

〔海域〕

項目 類型	指 針 値					
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物 A	0.8mg/L 以下	2mg/L 以下	0.3mg/L 以下	0.0009mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物特 A	0.8mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.0004mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下

(2) 水生生物保全環境基準の類型指定について

水生生物保全環境基準については、類型が指定されることにより、その水域について環境基準が適用され、その達成状況が評価されるものである。

環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づき、類型指定に関する事務は、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）」に定める水域については国が、それ以外の水域については法定受託事務として当該水域の属する都道府県知事が行うこととされている。

福岡県における国の類型指定水域は表 1-4 に示すとおりであり、河川については、国により水生生物保全環境基準に関して類型指定が行われ、平成 22 年 9 月 24 日付で表 1-5 のとおり告示された。同様に、海域についても表 1-6 のとおり、国により類型指定が行われ、響灘及び周防灘について平成 29 年 5 月 22 日付で、有明海について平成 30 年 3 月 28 日付で告示された。

表 1-4 国の類型指定水域一覧

水域	河川・海域名
河川	山国川、筑後川、宝満川
海域	響灘及び周防灘、有明海

表 1-5 国による類型指定区分（河川）

河川名	水 域	類 型	達成期間
山国川	大曲橋*より上流 *大分県内	生物 A（河川）	イ
	大曲橋より下流	生物 B（河川）	イ
筑後川	北里川合流点*より上流 *熊本県内	生物 A（河川）	イ
	北里川合流点より下流	生物 B（河川）	イ
	松原ダム貯水池* *熊本・大分県内	生物 B（湖沼）	イ
宝満川	全区域	生物 B（河川）	イ

※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-6 国による類型指定区分（海域）

名称	水 域	該当類型	達成期間
響灘及び周防灘	響灘及び周防灘（全域。ただし、響灘及び周防灘(イ)に係る部分を除く。）	海域生物 A	イ
	響灘及び周防灘(イ)（告示別記 26* ¹ の水域）	海域生物特 A	イ
有明海	有明海（全域。ただし、有明海（イ）及び（ロ）に係る部分を除く。）	海域生物 A	イ
	有明海（イ）（告示別記 27* ¹ の水域）	海域生物特 A	イ
	有明海（ロ）（告示別記 28* ¹ の水域） *長崎・熊本県内	海域生物特 A	イ

※達成期間 イ：直ちに達成

*¹記載を省略

また、国の類型指定水域以外の水域については、本県では、従来、河川について県内を8水域*2に分けて類型指定を行ってきたことから、水生生物保全環境基準の類型指定についても同様の水域ごとに検討することとし、海域と合わせて表1-7に示すスケジュールにより実施する予定である。

このうち、表1-8から表1-12及び図1-1のとおり、博多湾流入河川及び大牟田市内河川については平成29年4月7日付で、また、豊前海流入河川、遠賀川、油木ダム及び力丸ダムについては平成30年3月23日付で告示した。

*2 ①豊前海流入河川、②北九州市内河川、③遠賀川、④筑前海流入河川、⑤博多湾流入河川、
⑥筑後川、⑦矢部川、⑧大牟田市内河川

表1-7 類型指定スケジュール

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	2019	2020
博多湾流入河川 大牟田市内河川	水生生物調査等情報収集		類型指定				
豊前海流入河川 遠賀川		水生生物調査等情報収集		類型指定			
筑前海流入河川 矢部川			水生生物調査等情報収集		類型指定		
北九州市内河川				水生生物調査等情報収集		類型指定	
筑後川					水生生物調査等情報収集		類型指定
海域（筑前海、 博多湾、唐津湾）					特別域設定に係る情報収集		類型指定

表1-8 博多湾流入河川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
那珂川	那珂川上流	今光橋から上流	生物A(河川)	イ	今光橋
	那珂川下流	今光橋から下流	生物B(河川)	イ	那の津大橋
御笠川	御笠川	全域	生物B(河川)	イ	千鳥橋
多々良川	多々良川	全域	生物B(河川)	イ	名島橋
宇美川	宇美川	全域	生物B(河川)	イ	塔の本橋
須恵川	須恵川	全域	生物B(河川)	イ	休也橋
樋井川	樋井川	全域	生物B(河川)	イ	旧今川橋
室見川	室見川上流	矢倉橋から上流	生物A(河川)	イ	矢倉橋
	室見川下流	矢倉橋から下流	生物B(河川)	イ	室見橋
瑞梅寺川	瑞梅寺川	全域	生物B(河川)	イ	昭代橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-9 大牟田市内河川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
諏訪川	諏訪川	全域	生物 B (河川)	イ	三池鉄道河口鉄橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-10 豊前海流入河川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
長峡川	長峡川	全域	生物 B (河川)	イ	亀川橋
今川	今川	全域	生物 B (河川)	イ	今川汐止堰
江尻川	江尻川	全域	生物 B (河川)	イ	常盤橋
祓川	祓川上流	古屋河内橋から上流	生物 A (河川)	イ	古屋河内橋
	祓川下流	古屋河内橋から下流	生物 B (河川)	イ	沓尾橋
音無川	音無川	全域	生物 B (河川)	イ	松原橋
城井川	城井川	全域	生物 B (河川)	イ	浜宮橋
岩丸川	岩丸川	全域	生物 B (河川)	イ	西の橋
真如寺川	真如寺川	全域	生物 B (河川)	イ	吾妻橋
中川	中川	全域	生物 B (河川)	イ	橋の上堰
岩岳川	岩岳川	全域	生物 B (河川)	イ	沓洗橋
佐井川	佐井川	全域	生物 B (河川)	イ	佐井川橋
友枝川	友枝川	全域	生物 B (河川)	イ	貴船橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-11 遠賀川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
西川	西川	全域	生物 B (河川)	イ	島津橋
八木山川	八木山川	全域	生物 B (河川)	イ	樋口橋
犬鳴川	犬鳴川	全域	生物 B (河川)	イ	粥田橋
穂波川	穂波川	全域	生物 B (河川)	イ	東町橋
山田川	山田川	全域	生物 B (河川)	イ	大倉橋
遠賀川	遠賀川	全域	生物 B (河川)	イ	日の出橋
中元寺川	中元寺川	全域	生物 B (河川)	イ	皆添橋
彦山川	彦山川	全域	生物 B (河川)	イ	糴橋
金辺川	金辺川	全域	生物 B (河川)	イ	高木橋

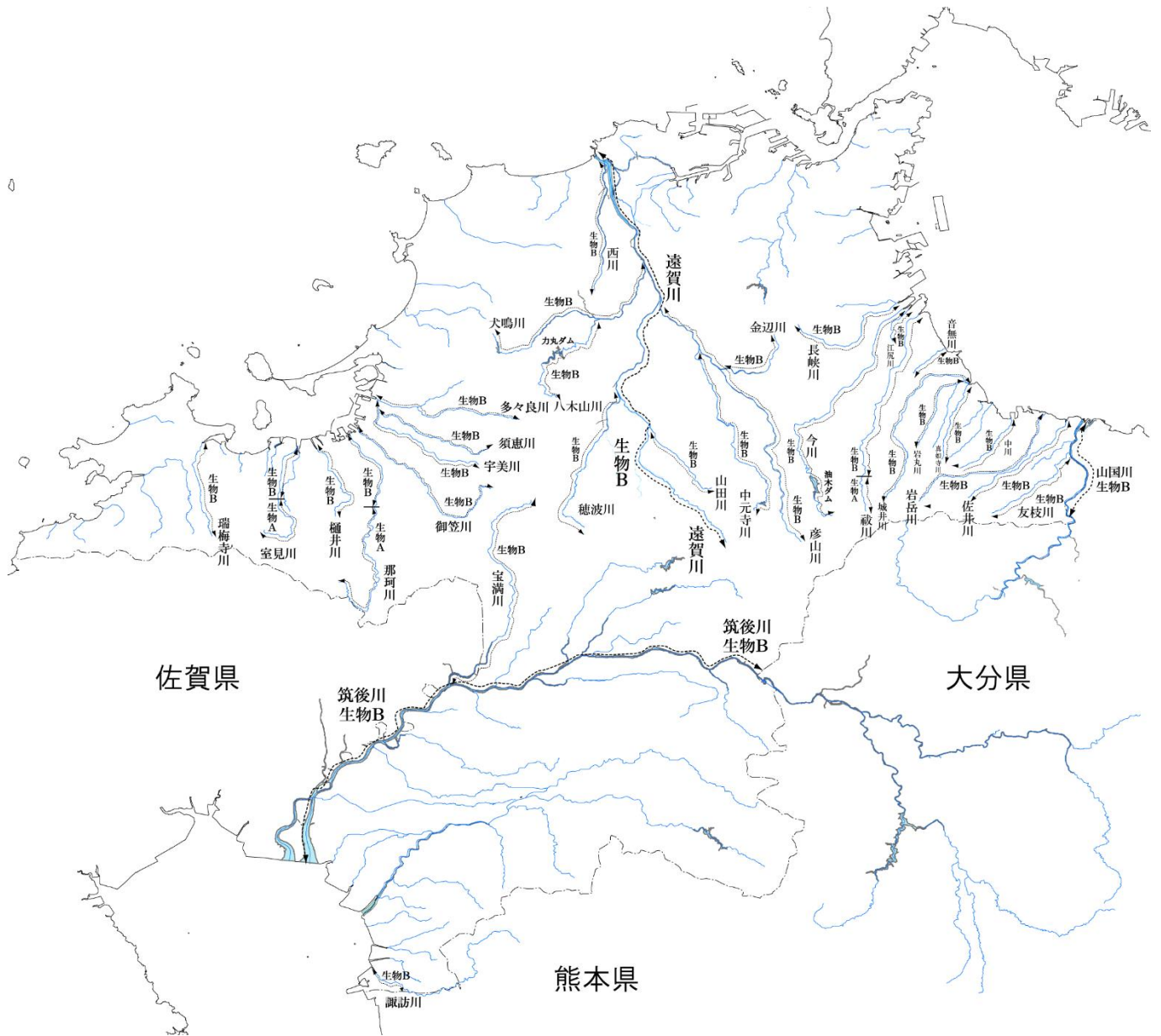
※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-12 油木ダム及び力丸ダムに係る水生生物保全環境基準の類型指定について

湖沼名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
油木ダム貯水池	全域	生物 B (湖沼)	イ	ダムサイト
力丸ダム貯水池	全域	生物 B (湖沼)	イ	ダムサイト

※達成期間 イ：直ちに達成

図 1-1 水生生物保全環境基準類型指定水域概要図（平成 29 年度末現在）



2 河川・湖沼に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について

(1) 類型指定のための必要な情報

水生生物保全環境基準の類型指定に関しては、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日付環境省環境管理局水環境部長通知。以下「処理基準通知」という。）において、次の項目に係る情報を把握して整理することとされており、文献や現地調査等により情報収集を行う。

このうち、魚介類の生息の状況については、「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について」（平成18年6月30日付環境省水・大気環境局水環境課長通知）に示された生物A類型に相当する冷水性の魚介類と生物B類型に相当する温水性の魚介類を類型指定に当たっての指標種として情報収集を行う。（表2-1参照）

- ① 水質の状況
- ② 水温の状況
- ③ 水域の構造等の状況
- ④ 魚介類の生息の状況
- ⑤ 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

表 2-1 淡水域における水域類型に対応する魚介類の分類

類型（分類）	指標となる魚介類の名称
生物 A （冷水性の魚介類）	アマゴ・サツキマス、ヤマメ・サクラマス、イワナ・アメマス、カラフトマス、サケ（シロザケ）、ニジマス、ヒメマス・ベニザケ、カジカ（大卵型）
生物 B （温水性の魚介類）	ウグイ、シラウオ、オイカワ、フナ類、コイ、ドジョウ、ナマズ、回遊性ヨシノボリ類、ウナギ、ボラ、スジエビ、テナガエビ、ヒラテテナガエビ、ミナミテナガエビ、ヌカエビ、モクズガニ、マシジミ、ヤマトシジミ
その他※	ワカサギ、アユ

※冷水性の魚介類としての扱いが検討された経緯があるが、水温の適応範囲が広いこと及び生息分布の情報を踏まえると類型指定に当たっての活用が難しいと考えられたため「その他」に分類されたもの

(2) 対象河川

水質環境基準の類型指定については、次のとおり、処理基準通知により基本的な考え方（抜粋）が示されている。

類型指定は、「水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のすべて」を対象に行う必要があるが、～（略）～水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）の類型指定についての判断は次のとおりとする。

(1) 水生生物保全環境基準について

- 1) 水生生物保全環境基準の類型指定は、水生生物の保全を図る必要がある水域の全てについて行うこと。
- 2) 類型指定を効果的・効率的に進める上で、一般項目並びに全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定における水域区分を最大限活用すること。

本県では、処理基準通知を踏まえ、これまで、一般項目については次に示す方針により、二級河川以上の河川について、現況の水質、利水状況等を勘案しつつ類型指定又はその見直しを行ってきたところであり、現在、94 河川（国指定の 3 河川を含む）について類型指定を行っている。

「水域（河川）の環境基準の類型指定に当たっての基本方針」（抜粋）

1 類型指定について

- (1) 二級河川以上の河川について指定する。なお、国が指定する河川は除く。
- (2) 現況の水質、利水状況及び将来の水質、利水状況の変化を勘案して類型指定をするが、少なくとも現況の水質を悪化することを許容することとならないように配慮する。
- (3) 下記のように利水状況、水質等に変化があった場合には、類型指定の見直しを適宜行う。
 - ア 水域の現在の利水状況が、類型指定からみた利水状況と整合していない。
 - イ 水質が改善したこと等によって、上位の類型の環境基準をおおむね 5 年、継続的に達成している。

水生生物保全環境基準の類型指定を行うに当たっては、今後、県内全域の河川について短時間で効率的に類型指定の作業を行う必要があること、また、国、政令指定都市、中核市及び県の各機関による常時監視が効率よく効果的に将来にわたって継続されることが必要であることから、次の方針に基づき、既存の一般項目の類型指定の河川のうち、より水生生物の保全を図る必要性が高い河川について優先的に類型指定を行う。

- 優先的に水生生物保全環境基準の類型指定を行う河川の選定方針
 - ① 一般的に河川延長といった河川規模が大きな河川ほど魚類等の水生生物の種類は増加することが知られており、水生生物の保全を図る必要性がより高いと考えられる。このことから、一定以上の魚種が生息していることが推測される河川延長が 10km 以上の河川※について類型指定の対象とする。
 - ② 内水面共同漁業権が設定されている、又は慣習的な水産動植物の採捕の実態がある河川については、水生生物の保全を図る必要性がより高いと考えられることから、河川延長に関わらず類型指定の対象とする。

※福岡県の 32 水系について行われた純淡水魚類相の調査研究¹⁾にて提案された魚類の出現種数と河川延長に関する相関式によると、河川延長 10km 以上の河川では約 10 種類以上の魚類が生息していることが推測される。

1) 中島淳、鬼倉徳雄、松井誠一、及川信. 2006. 福岡県における純淡水魚類の地理的分布パターン 魚類学雑誌 53(2):117-131

上記の方針により河川を選定した場合、図 2-2 に示す 60 河川 (国指定 3 河川含む) が水生生物保全環境基準の類型指定の対象となる。この場合、一般項目の類型指定河川のうち、河川延長については 86%、流域面積については 89%と大部分がカバーされる。

なお、これらの河川以外についても、引き続き水質の把握に努めるとともに、必要に応じて水生生物の生息状況等についての情報収集を行い、今後、類型指定の必要性を検討していくこととする。

図 2-1 類型指定対象河川選定イメージ

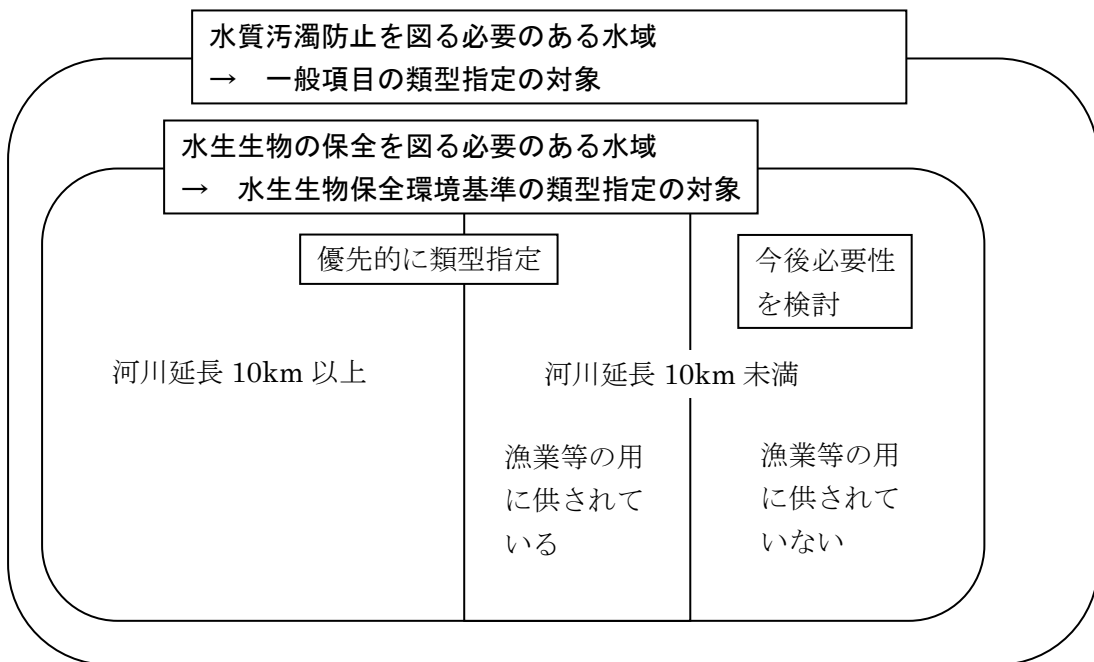


図 2-2 類型指定対象河川
環境基準類型指定水域概要図
(福岡県)



(3) 類型指定の考え方

ア 水域の区分

本県は温暖な気候であり、河川の水温が高い水域が多く、また、文献調査や現地調査の結果からも、温水性の魚介類が広範囲に生息し、冷水性魚介類の生息範囲は山間部の一部に限られていることがほとんどである。

このような状況を踏まえ、類型指定における水域の区分についての基本的な考え方を次のとおりとする。

○ 水域の区分についての基本的な考え方

- ① 冷水性の魚介類が生息していない河川については、河川全域を生物 B 類型に指定する。
- ② 冷水性の魚介類が生息している河川については、その生息の有無だけではなく、生息範囲の広さ、水質、水温及び人為的な汚濁負荷の流入状況等を踏まえ、次の考え方により当てはめる類型を決定する。
 - 1) 冷水性の魚介類の生息範囲が連続的かつ広範囲である水域については、当該水域を生物 A 類型に指定する。
 - 2) 1)以外の水域については、次の条件をともに満たす場合は、河川全域を生物 B 類型に指定する。
 - ・ 冷水性の魚介類の生息水域における現時点の水生生物保全環境基準項目の水質が生物 A 類型の基準値を下回っており、人為的な汚濁負荷の流入が少ないと推測されること。
 - ・ 当該水域における水生生物保全環境基準項目に関する人為的な汚濁負荷の流入が将来にわたっても大幅な増加は見込まれず、水質が生物 A 類型の基準値を下回るものと推測されること。

イ 特別域の設定

特別域については、水産資源保護法に基づく保護水面に指定されている水域又はこれと同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域が面的に広範囲にまとまって存在する場合に設定する。

ウ 環境基準点の設定

環境基準点は、既存の一般項目の環境基準点を最大限活用することとし、同一類型の水域内に複数の既存の環境基準点が存在する場合は、その水域の水質汚濁状況を把握でき、水質を代表しうる地点として、最下流の環境基準点を水生生物保全環境基準項目の環境基準点とする。

河川の上流域を生物 A 類型に指定する場合であって、当該水域に既存の環境基準点又は補助点等の水質測定地点が存在しない場合は、処理基準通知において、効果的・効率的に類型指定を進める上で既存の水域区分を最大限活用するよう示されている趣旨を踏まえ、最も近傍の水質測定地点をできるだけ活用することとし、当該地点が環境基準点として適当でない場合には新たな環境基準点を設定する。

(4) 湖沼の取扱い

湖沼における水生生物保全環境基準の類型指定については、河川と湖沼で基準項目が同一であること、また、水質や利水状況に関わらず、原則として水生生物の生息状況の適応性に基づき行うことから、河川と同様の考え方に基づき、類型指定を行う。

3 筑前海流入河川、矢部川及び日向神ダムにおける水生生物保全環境基準の類型指定について

筑前海流入河川、矢部川及び日向神ダムに関して、2の方針に基づき情報収集・検討を行った結果、水生生物保全環境基準の類型指定については、表 3-1 から表 3-3 及び図 3-1 から図 3-4 のとおりとする。

なお、河川及び湖沼ごとの具体的な検討結果については、4に示す。

表 3-1 筑前海流入河川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
矢矧川	矢矧川	全域	生物 B (河川)	イ	矢矧橋
汐入川	汐入川	全域	生物 B (河川)	イ	汐入川橋
釣川	釣川	全域	生物 B (河川)	イ	砂山橋
大根川	大根川	全域	生物 B (河川)	イ	花鶴橋
桜井川	桜井川	全域	生物 B (河川)	イ	汐井橋
雷山川	雷山川	全域	生物 B (河川)	イ	加布羅橋
加茂川	加茂川	全域	生物 B (河川)	イ	佐波橋
福吉川	福吉川	全域	生物 B (河川)	イ	福吉橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 3-2 矢部川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
矢部川	矢部川上流	上矢部川橋から上流	生物 A (河川)	イ	上矢部川橋
	矢部川下流	上矢部川橋から下流	生物 B (河川)	イ	浦島橋
星野川	星野川	全域	生物 A (河川)	イ	星野川橋
辺春川	辺春川	全域	生物 B (河川)	イ	中通橋
白木川	白木川	全域	生物 B (河川)	イ	山下橋
飯江川	飯江川	全域	生物 B (河川)	イ	丁字橋
沖端川	沖端川	全域	生物 B (河川)	イ	三明橋
塩塚川	塩塚川	全域	生物 B (河川)	イ	晴天大橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 3-3 日向神ダムに係る水生生物保全環境基準の類型指定について

湖沼名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
日向神ダム貯水池	全域	生物 A (湖沼)	イ	ダムサイト

※達成期間 イ：直ちに達成

図 3-1 筑前海流入河川に係る類型指定図（糟屋、宗像、遠賀地区）

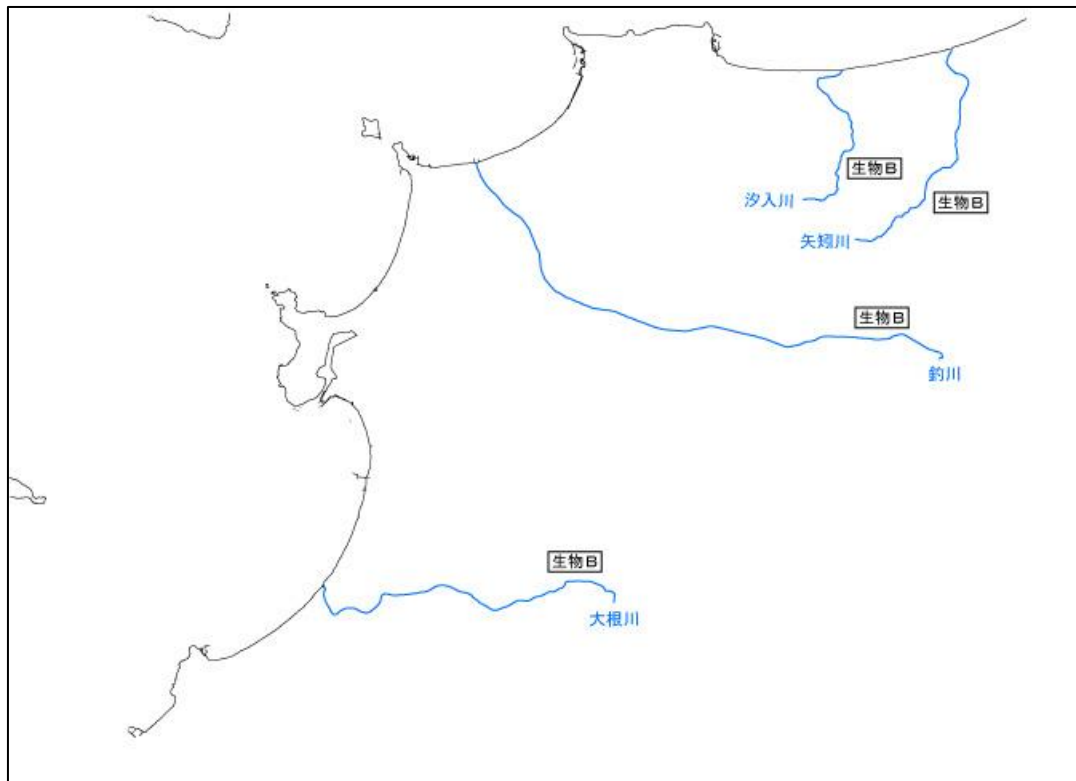


図 3-2 筑前海流入河川に係る類型指定図（糸島地区）



図 3-3 矢部川及び日向神ダムに係る類型指定図

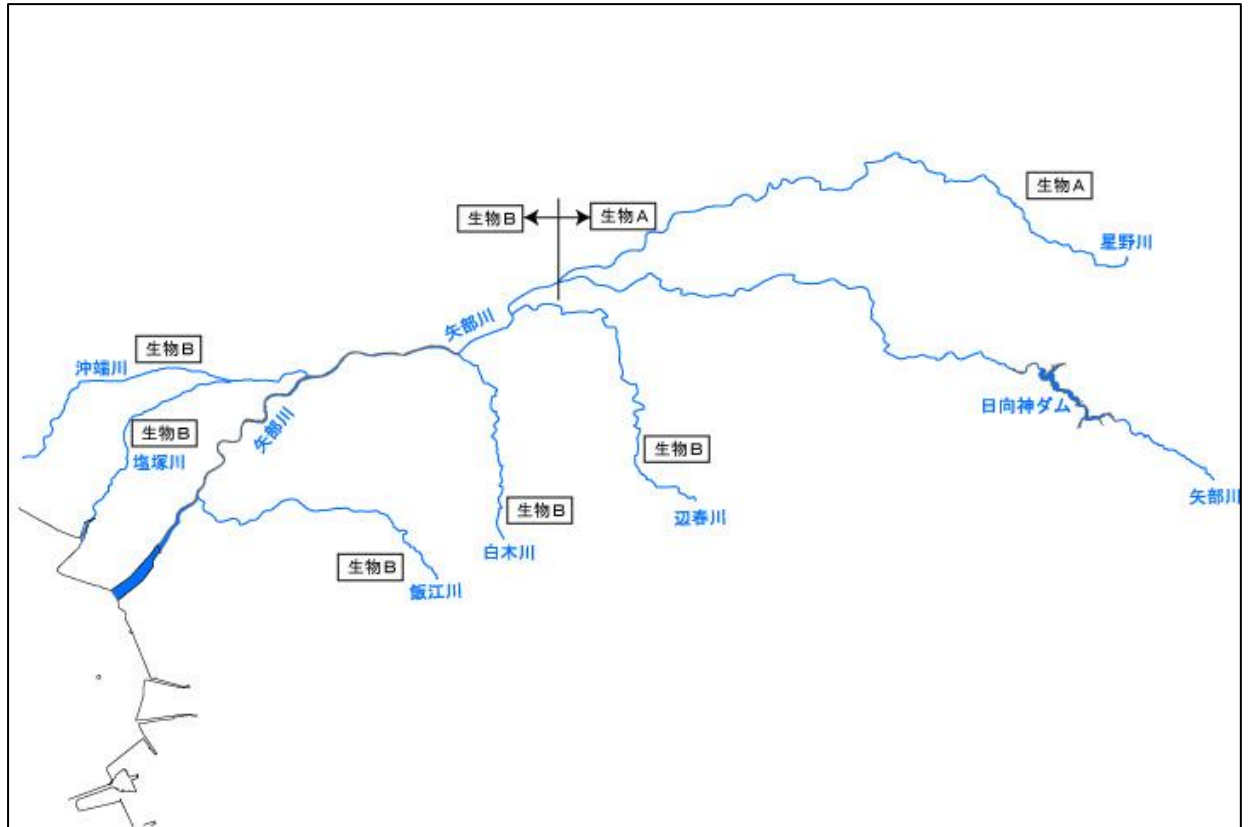
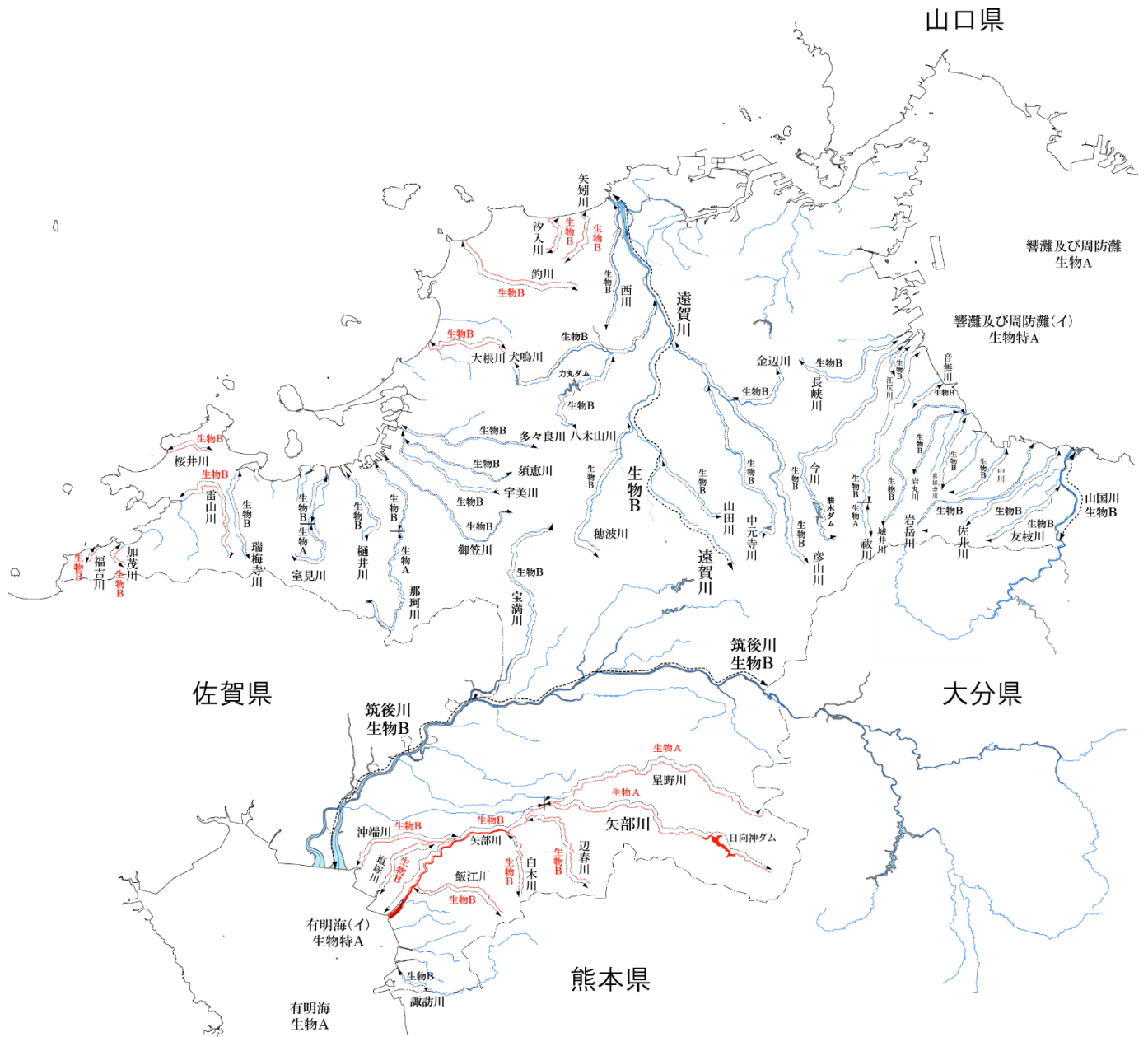


図 3-4 水生生物保全環境基準類型指定 (案)



4 河川ごとの類型指定に係る検討

4-1 矢矧川

4-1-1 水域の概況

矢矧川は、本川流路延長 7.6km、流域面積 15.0km²の二級河川である。上流端は上畑の堀田・門司口であり、岡垣町新海老津で玄界灘に流出する。流域内市町村は、岡垣町である。

4-1-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
矢矧川	全域	C	矢矧橋

4-1-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 矢矧橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.010mg/L～0.017mg/L、ノニルフェノールについては 0.00006mg/L～0.00014mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0021mg/L～0.018mg/L であった。

4-1-4 水温の状況

(1) 矢矧橋

過去 5 年間の年平均水温は 17.3℃～18.5℃であった。また、年間最高水温は 24.4℃～29.8℃であった。

4-1-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域及び中流域は石、礫又は砂、下流域は石又は砂で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から天神領井堰（可動堰）、姥々井堰（可動堰）等の堰が 15 ヶ所あり、そのうち 1 ヶ所に魚道が設置されている。

4-1-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-1-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設

定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-1-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である矢矧橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
矢矧川	全域	生物 B (河川)	イ	矢矧橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-2 汐入川

4-2-1 水域の概況

本川流路延長 5.7km、流域面積（支川含む）17.5km²の二級河川である。上流端は岡垣町高倉の百合野であり、篠間川、野間川を併合し、岡垣町新松原海岸で玄界灘に流出する。一次支川に野間川及び篠間川を有している。流域内市町村は、岡垣町である。

4-2-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
汐入川	全域	B	汐入川橋

4-2-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 汐入川橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.004mg/L～0.006mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00009mg/Lであった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0025mg/L～0.011mg/L であった。

4-2-4 水温の状況

(1) 汐入川橋

過去 5 年間の年平均水温は 16.3℃～17.9℃であった。また、年間最高水温は 24.5℃～30.9℃であった。

4-2-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は石又は礫、中流域は石混じりの泥、下流域は砂及びシルトで構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から矢口井堰、保路井堰等の堰が 23 ヲ所あり、そのうち 1 ヲ所に魚道が設置されている。

4-2-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、大山口橋（汐入川上流）で温水性魚介類の生息が確認された。

4-2-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚子の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-2-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である汐入川橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
汐入川	全域	生物 B (河川)	イ	汐入川橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-3 釣川

4-3-1 水域の概況

本川流路延長 15.3km、流域面積（支川含む）113.1km²の二級河川である。宗像市吉留の丘陵地である倉久山（223.9m）に水源を發し、朝町川、高瀬川、山田川、横山川、八並川、大井川、四十里川、樽見川などの支流を合わせて西北に流れ、宗像市新屋敷で玄界灘に注ぐ。一次支川に樽見川（二次支川 吉田川及び阿久住川）、四十里川、大井川、山田川（二次支川 横山川）、八並川、朝町川及び高瀬川を有している。流域内市町村は、宗像市である。

4-3-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
釣川	全域	B	多礼橋 砂山橋

4-3-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点においても生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 多礼橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.007mg/L～0.011mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00009mg/Lであった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0017mg/L～0.0075mg/L であった。

(2) 砂山橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.003mg/L～0.010mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00007mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0010mg/L～0.0023mg/L であった。

4-3-4 水温の状況

(1) 多礼橋

過去 5 年間の年平均水温は 17.2℃～18.2℃であった。また、年間最高水温は 25.8℃～32.0℃であった。

(2) 砂山橋

過去 5 年間の年平均水温は 17.3℃～18.5℃であった。また、年間最高水温は 25.7℃～31.7℃であった。

4-3-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は中礫又は礫、中流域は砂礫又は礫、下流域は砂、砂礫又は礫で構成

されている。

(2) 主な河川構造物

下流から川端取水堰（可動堰）、東郷堰（可動堰）等の堰が 25 ヲ所あり、魚道が設置された堰はない。

4-3-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、概ね全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-3-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚子の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-3-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は最下流の既存の環境基準点である砂山橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
釣川	全域	生物 B（河川）	イ	砂山橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-4 大根川

4-4-1 水域の概況

本川流路延長 10.4km、流域面積（支川含む）43.8km² の二級河川である。宮若市と古賀市との境に位置する西山（645m）に水源を発生し、米多比川、薬王寺川、谷山川、青柳川の支流を合わせ、西北に流れ、古賀市古賀で玄界灘に注ぐ。一次支川に谷山川（二次支川 青柳川及び薬王寺川）、米多比川を有している。流域内市町村は、古賀市である。

4-4-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
大根川上流	谷山川合流点から上流	A	大根川橋
大根川下流	谷山川合流点から下流	B	花鶴橋

4-4-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点においても生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 大根川橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.005mg/L～0.006mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00007mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0014mg/L～0.0029mg/L であった。

(2) 花鶴橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.005mg/L～0.013mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00010mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0058mg/L～0.013mg/L であった。

4-4-4 水温の状況

(1) 大根川橋

過去 5 年間の年平均水温は 16.4℃～17.2℃であった。また、年間最高水温は 23.6℃～26.1℃であった。

(2) 花鶴橋

過去 5 年間の年平均水温は 17.4℃～18.7℃であった。また、年間最高水温は 25.4℃～31.7℃であった。

4-4-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は砂、礫又は巨石、畑田堰から河口にかけては土、砂又は礫で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から五楽下堰（固定堰）、石原堰（固定堰）等の堰が 60 ヲ所あり、そのうち 2 ヲ所に魚道が設置されている。

4-4-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-4-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚子の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-4-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は最下流の既存の環境基準点である花鶴橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
大根川	全域	生物 B（河川）	イ	花鶴橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-5 桜井川

4-5-1 水域の概況

本川流路延長 5.6km、流域面積 12.6km² の二級河川である。上流端は福岡市西区草場の堤であり、糸島市志摩野北で玄界灘に流出する。流域内市町村は、福岡市及び糸島市である。

4-5-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
桜井川	全域	A	汐井橋

4-5-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 汐井橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.005mg/L～0.013mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00007mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.010mg/L～0.022mg/L であった。

4-5-4 水温の状況

(1) 汐井橋

過去 5 年間の年平均水温は 17.2℃～18.6℃であった。また、年間最高水温は 28.1℃～30.2℃であった。

4-5-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は礫又は砂、中流域は砂又は泥、下流域は砂又は泥で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から松本井堰（可動堰）、名村井堰（可動堰）等の堰が 19 ヲ所あり、そのうち 4 ヲ所に魚道が設置されている。

4-5-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、草場（桜井川上流）で温水性魚介類の生息が確認された。

4-5-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-5-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である汐井橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
桜井川	全域	生物 B (河川)	イ	汐井橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-6 雷山川

4-6-1 水域の概況

本川流路延長 16.6km、流域面積（支川含む）80.7km² の二級河川である。糸島市と佐賀県佐賀市富士町との境に位置する雷山（標高 955.4m）に水源を発生し、川付川、長野川、初川の支流を合わせ糸島市千早から加布里湾に注ぐ。一次支川に長野川（二次支川 川付川）及び初川を有している。流域内市町村は、糸島市である。

4-6-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
雷山川	全域	A	加布羅橋

4-6-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 加布羅橋

全亜鉛の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、0.005mg/L～0.009mg/L であった。

ノニルフェノール及び LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は、ノニルフェノールが<0.00006mg/L～0.00007mg/L、LAS が 0.0013mg/L～0.0059mg/L であった。

4-6-4 水温の状況

(1) 加布羅橋

過去 5 年間の年平均水温は 17.4℃～18.4℃であった。また、年間最高水温は 29.7℃～32.6℃であった。

4-6-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は中礫又は礫、中流域は礫、下流域は砂礫又は礫で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から吉原井堰（可動堰）、大塚井堰（可動堰）等の堰が 74 ヲ所あり、そのうち 5 ヲ所に魚道が設置されている。

4-6-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-6-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚子の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設

定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-6-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である加布羅橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
雷山川	全域	生物 B (河川)	イ	加布羅橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-7 加茂川

4-7-1 水域の概況

本川流路延長 4.2km、流域面積 15.7km²の二級河川である。水源は二丈岳泉水谷および荒川峠に発し、両支流は一貴山で合流し、一貴山、上深江（立石）、福永を流れて深江で海に達する。流域内市町村は、糸島市である。

4-7-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
加茂川	全域	A	佐波橋

4-7-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、全亜鉛及びノニルフェノールについては、各年度ともに、生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

LAS については、平成 27 年度に生物 A 類型の環境基準値を上回り、生物 B 類型の環境基準値を下回っていたが、その他の年度では生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 佐波橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.002mg/L～0.005mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00006mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0014mg/L～0.049mg/L であった。

4-7-4 水温の状況

(1) 佐波橋

過去 5 年間の年平均水温は 15.6℃～16.6℃であった。また、年間最高水温は 24.7℃～26.7℃であった。

4-7-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は石又は砂、中流域は岩、石又は礫、下流域は石又は砂で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から笠松 1 号井堰（固定堰）、笠松 3 号井堰（固定堰）等の堰が 23 カ所あり、魚道が設置された堰はない。

4-7-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、一方新橋（加茂川中流）で温水性魚介類の生息が確認された。

4-7-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-7-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である佐波橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
加茂川	全域	生物 B (河川)	イ	佐波橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-8 福吉川

4-8-1 水域の概況

本川流路延長 2.3km、流域面積 8.3km²の二級河川である。浮嶽を水源とし、吉井下の東山で東川と合流し吉井平野を流れる。一次支川に東川を有している。流域内市町村は、糸島市である。

4-8-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
福吉川	全域	A	福吉橋

4-8-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 福吉橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.002mg/L～0.007mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00006mg/Lであった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0024mg/L～0.010mg/L であった。

4-8-4 水温の状況

(1) 福吉橋

過去 5 年間の年平均水温は 16.6℃～17.8℃であった。また、年間最高水温は 24.8℃～28.2℃であった。

4-8-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は岩、礫又は砂、下流域は砂で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から前田井堰（固定堰）、角井手井堰（固定堰）等の堰が 15 ヶ所あり、魚道が設置された堰はない。

4-8-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、中村（福吉川上流）で温水性魚介類の生息が確認された。

4-8-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-8-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である福吉橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
福吉川	全域	生物 B (河川)	イ	福吉橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-9 矢部川及び日向神ダム

4-9-1 水域の概況

本川流路延長 57.8km、流域面積（支川含む）216.9km²の一級河川である。源は大分県日田郡前津江村と八女市矢部村との境にある釈迦ヶ岳（1230.8m）であり、筑後川の南を、耳納山地を挟んで併行、上流部で北西に流れ、八女市黒木町で西に転じ、南筑平野を潤し、みやま市瀬高町で南西に流下してみやま市高田町永治で有明海に注ぐ。

上流で御側川、樅鶴川、剣持川、笠原川、田代川などを、中流で星野川、辺春川、白木川、飯江川などを合わせ、また井堰で山の井川、花宗川（いずれも筑後川水系）を分水、下流で沖端川を分派している。一次支川に楠田川、飯江川、吉岡川、沖端川、白木川、辺春川、星野川、田代川、笠原川、剣持川、樅鶴川及び御側川を有している。流域内市町村は、柳川市、八女市、筑後市及びみやま市である。

日向神ダムは、矢部川上流に位置し、洪水調節・流水の正常な機能の維持・発電用水の補給を目的に、昭和 37 年 4 月に管理開始した多目的ダムである。高さ 79.5m の重力式コンクリートダムで集水面積は 84.3km²、湛水面積は 1.115km²であり、総貯水容量は 27,900 千 m³、有効貯水容量は 23,900 千 m³である。

4-9-2 類型指定の状況

(1) 矢部川

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
矢部川上流	星野川合流点から上流 (日向神ダム貯水池を除く)	A	上矢部川橋
矢部川中流	星野川合流点から下流 瀬高堰まで	A	船小屋
矢部川下流	瀬高堰から下流	B	浦島橋

(2) 日向神ダム

COD に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
日向神ダム 貯水池	全域	湖沼 A	ダムサイト

4-9-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点においても生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 上矢部川橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.002mg/L～0.004mg/L、ノニルフェノールについては <0.00006mg/L～0.00007mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果

の年平均値は 0.0006mg/L～0.0051mg/L であった。

(2) 船小屋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.001mg/L～0.002mg/L、
ノニルフェノールについては全て<0.00006mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果
の年平均値は<0.0006mg/L～0.0007mg/L であった。

(3) 浦島橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.005mg/L～0.010mg/L、
ノニルフェノールについては全て<0.00006mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果
の年平均値は<0.0006mg/L～0.0010mg/L であった。

(4) 釜屋橋

4-9-6 に示すとおり、上矢部川橋付近（四方堂）から上流において冷水性魚介類の
生息が確認されたことから、平成 29 年度に釜屋橋において水生生物保全環境基準項目
の水質測定を実施した。

水質測定結果の年平均値は、全亜鉛は 0.006mg/L、ノニルフェノールは<0.00006mg/L、
LAS は 0.0010mg/L であった。

(5) ダムサイト

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.004mg/L～0.008 mg/L、
ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00007mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果
の年平均値は 0.0010mg/L～0.0067mg/L であった。

4-9-4 水温の状況

(1) 上矢部川橋

過去 5 年間の年平均水温は 15.1℃～16.3℃であった。また、過去 5 年間の年間最高
水温は 22.0℃～28.0℃であった。

(2) 船小屋

過去 5 年間の年平均水温は 15.6℃～17.6℃であった。また、過去 5 年間の年間最高
水温は 26.1℃～27.8℃であった。

(3) 浦島橋

過去 5 年間の年平均水温は 15.7℃～18.1℃であった。また、過去 5 年間の年間最高
水温は 29.0℃～30.8℃であった。

(4) 釜屋橋

4-9-6 に示すとおり、上矢部川橋付近（四方堂）から上流において冷水性魚介類の
生息が確認されたことから、平成 29 年度に釜屋橋において水温測定を実施した。

水温測定の結果、年平均水温は 16.6℃であった。また、年間最高水温は 23.0℃であ
った。

(5) ダムサイト（表層）

過去 5 年間の年平均水温は 17.0℃～18.2℃であった。また、過去 5 年間の年間最高
水温は 27.6℃～28.7℃であった。

4-9-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

上流域は河口から 18km 付近まで、主に礫又は大礫で構成されている。

(2) 主な河川構造物

上流には日向神ダムが設置されている。下流から花宗井堰（固定堰）、唐頼井堰（固定堰）等の堰が 16 ヶ所あり、このうち 6 ヶ所に魚道が設置されている。

4-9-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、上矢部川橋付近（四方堂）から上流、馬渡橋までの流域で、冷水性魚介類であるカジカの生息が確認された。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-9-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚子の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-9-8 水域類型の指定について

上矢部川橋付近（四方堂）から上流域で連続的に広範囲で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、上流域を生物 A 類型、下流域を生物 B 類型に指定することが適当である。

この場合、水域の区分点及び上流域の環境基準点は、既存の環境基準点である上矢部川橋とすることが適当である。

また、下流域の環境基準点は最下流の既存の環境基準点である浦島橋とし、日向神ダムの環境基準点はダムサイトとすることが適当である。

なお、水生生物保全環境基準項目の水質が、上流域では生物 A 類型の環境基準値以下、下流域では生物 B 類型の環境基準値以下、日向神ダムでは生物 A 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間はともに「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
矢部川上流	上矢部川橋から上流	生物 A（河川）	イ	上矢部川橋
矢部川下流	上矢部川橋から下流	生物 B（河川）	イ	浦島橋
日向神ダム 貯水池	全域	生物 A（湖沼）	イ	ダムサイト

※達成期間 イ：直ちに達成

4-10 星野川

4-10-1 水域の概況

矢部川の一次支川であり、本川流路延長 28.5km、流域面積（支川含む）170.9km²の二級河川である。大分県日田郡前津江村と八女市星野村との境にある熊渡山（960m）に水源を發し、竜河内川、広内川、横山川、下横山川などの支川を合わせて西に流れ、八女市宮野で矢部川に合流する。二次支川に下横山川、広内川及び竜川内川を有している。流域内市町村は、八女市である。

4-10-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
星野川	全域	A	星野川橋

4-10-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点においても生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 星野川橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.001mg/L～0.006mg/L、ノニルフェノールについては 0.00006mg/L～0.00007mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0013mg/L～0.0062mg/L であった。

(2) 現原橋

4-10-6 に示すとおり、全域で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 29 年度に現原橋において水生生物保全環境基準項目の水質測定を実施した。

水質測定結果の年平均値は、全亜鉛は 0.004mg/L、ノニルフェノール 0.00007mg/L、LAS は 0.0017mg/L であった。

4-10-4 水温の状況

(1) 星野川橋

過去 5 年間の年平均水温は 15.7℃～16.5℃であった。また、年間最高水温は 24.7℃～29.8℃であった。

(2) 現原橋

4-10-6 に示すとおり、全域で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 29 年度に現原橋において水温測定を実施した。水温測定結果の年平均値は 16.9℃、年間最高水温は 23.5℃であった。

4-10-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は礫又は岩盤、中流域から矢部川合流点までは礫で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から中ノ井堰（固定堰）、山の井堰（固定堰）等の堰が 26 ヶ所あり、このうち 10 ヶ所に魚道が設置されている。

4-10-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献等から情報収集を行った結果、全域で冷水性魚介類であるヤマメ又はカジカの生息が確認された。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-10-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚子の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-10-8 水域類型の指定について

全域で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、全域を生物 A 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である星野川橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 A 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
星野川	全域	生物 A (河川)	イ	星野川橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-11 辺春川

4-11-1 水域の概況

矢部川の一次支川であり、本川流路延長 14.3km、流域面積（支川含む）67.6km²の二級河川である。八女市立花町と熊本県鹿本郡河北町との境にある小栗峠（標高 182m）に水源を發し、上流部で松尾川を合わせて、八女市立花町を北流し野広尾で矢部川に合流する。二次支川に松尾川を有している。流域内市町村は、八女市である。

4-11-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
辺春川	全域	A	中通橋

4-11-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 中通橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.002mg/L～0.003mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00006mg/Lであった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0030mg/L～0.021mg/L であった。

4-11-4 水温の状況

(1) 中通橋

過去 5 年間の年平均水温は 16.0℃～17.1℃であった。また、年間最高水温は 25.3℃～29.1℃であった。

4-11-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は砂又は小石、中流域は岩、石又は砂、下流域は岩で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から城の下井堰（可動堰）、牛の子井堰（可動堰）等の堰が 16 ヲ所あり、このうち 11 ヲ所に魚道が設置されている。

4-11-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-11-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚子の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-11-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である中通橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
辺春川	全域	生物 B (河川)	イ	中通橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-12 白木川

4-12-1 水域の概況

矢部川の一次支川であり、本川流路延長9.3km、流域面積28.1km²の二級河川である。みやま市山川町側の長尾山から発し、矢部谷峠周辺から発した大道谷川、犬岳の南東の一の山周辺から発した本谷川、御牧山東から発し南東に流れる八丁谷川を上流部で集め、八女市立花町を北上しながら、中流で本山川、下流で大倉谷川等の支流を集め、矢部川に合流する。流域内市町村は、八女市である。

4-12-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
白木川	全域	A	山下橋

4-12-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 山下橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.002mg/L～0.003mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00006mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0015mg/L～0.0084mg/L であった。

4-12-4 水温の状況

(1) 山下橋

過去 5 年間の年平均水温は 15.6℃～16.5℃であった。また、年間最高水温は 25.8℃～28.1℃であった。

4-12-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は石又は砂、下流域は石、礫及び砂で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から和田井堰（可動堰）、神ノ原井堰（可動堰）等の堰が 12 ヲ所あり、このうち 10 ヲ所に魚道が設置されている。

4-12-6 水生生物の生息状況

現地調査を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、菖蒲尾 2 号橋（白木川中流）で温水性魚介類の生息が確認された。

4-12-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚子の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設

定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-12-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である山下橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
白木川	全域	生物 B (河川)	イ	山下橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-13 飯江川

4-13-1 水域の概況

矢部川の一次支川であり、本川流路延長 12.2km、流域面積（支川含む）69.2km²の二級河川である。みやま市山川町と熊本県南関町との境にある真弓山（標高 362m）に水源を發し、北西に流れ大根川を合わせてみやま市高田町堀切で矢部川に合流する。二次支川に大根川及び待居川を有している。流域内市町村は、みやま市である。

4-13-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
飯江川上流	高田堰から上流	A	古賀橋
飯江川下流	高田堰から下流	C	丁字橋

4-13-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点においても生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 古賀橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.003mg/L～0.006mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00008mg/Lであった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は<0.0006mg/L～0.0026mg/Lであった。

(2) 丁字橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.008mg/L～0.014mg/L、ノニルフェノールについては全て<0.00006mg/Lであった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は<0.0006mg/L～0.0020mg/Lであった。

4-13-4 水温の状況

(1) 古賀橋

過去 5 年間の年平均水温は 16.1℃～18.7℃であった。また、年間最高水温は 30.2℃～32.0℃であった。

(2) 丁字橋

過去 5 年間の年平均水温は 16.6℃～18.6℃であった。また、年間最高水温は 29.8℃～33.0℃であった。

4-13-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は砂又は礫、中流域は砂礫質、下流域の古賀橋付近では左岸にガタ土が堆積し、砂又はシルトで構成されている。更に下流の丁字橋付近では両岸にガタ土

が堆積し、石及び泥で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から海津堰（可動堰）、千渡堰（可動堰）等の堰が 22 ヲ所あり、このうち 14 ヲ所に魚道が設置されている。

4-13-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、地蔵渡橋（飯江川中流）及び眞弓橋（飯江川上域）で温水性魚介類の生息が確認された。

4-13-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚子の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-13-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は最下流の既存の環境基準点である丁字橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
飯江川	全域	生物 B（河川）	イ	丁字橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-14 沖端川

4-14-1 水域の概況

矢部川の一次支川であり、本川流路延長 14.2km、流域面積（支川含む）48.4km²の二級河川である。みやま市瀬高町本郷で矢部川から分かれ、柳川市吉富町で有明海に注ぐ。二次支川に塩塚川及び二ッ川（三次支川 二ッ川放水路）を有している。流域内市町村は、柳川市及び筑後市である。

4-14-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
沖端川上流	沖端川分岐点から下流 磯鳥堰まで	A	磯鳥堰
沖端川下流	磯鳥堰から下流	C	三明橋

4-14-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点においても生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 磯鳥堰

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.002mg/L～0.004mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00008mg/Lであった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0007mg/L～0.0033mg/L であった。

(2) 三明橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.006mg/L～0.019mg/L、ノニルフェノールについては 0.00006mg/L～0.00071mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0014mg/L～0.015mg/L であった。

4-14-4 水温の状況

(1) 磯鳥堰

過去 5 年間の年平均水温は 16.8℃～18.0℃であった。また、過去 5 年間の年間最高水温は 27.5℃～30.4℃であった。

(2) 三明橋

過去 5 年間の年平均水温は 17.7℃～18.9℃であった。また、過去 5 年間の年間最高水温は 27.1℃～32.1℃であった。

4-14-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は礫混じり砂、中流域はシルト混じり礫、下流域はシルトで構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から磯鳥堰（固定堰）、二ツ河堰（固定堰）等の堰が 3 ヶ所あり、このうち 1 ヶ所に魚道が設置されている。

4-14-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-14-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚子の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-14-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は、最下流の既存の環境基準点である三明橋とすることが適当である。

また、水質については、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
沖端川	全域	生物 B（河川）	イ	三明橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-15 塩塚川

4-15-1 水域の概況

矢部川の一次支川、沖端川の二次支川であり、本川流路延長 9.8km、本川流域面積 20.9km²の二級河川である。みやま市瀬高町で矢部川水系沖端川から分かれ、柳川市大和町谷垣開で有明海に注ぐ。三次支川に二ッ川放水路を有している。流域内市町村は、柳川市及びみやま市である。

4-15-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
塩塚川	全域	B	晴天大橋

4-15-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、全亜鉛及びノニルフェノールについては、各年度ともに、生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

LAS については、平成 26 年度に生物 B 類型の環境基準値を上回ったが、その他の年度では生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 晴天大橋

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.005mg/L～0.013mg/L、ノニルフェノールについては 0.00006mg/L～0.00010mg/L であった。

LAS については、平成 26 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0030mg/L～0.077mg/L であった。

4-15-4 水温の状況

(1) 晴天大橋

過去 5 年間の年平均水温は 17.9℃～19.3℃であった。また、過去 5 年間の年間最高水温は 27.5℃～32.0℃であった。

4-15-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、上流域は石又は礫、中流域は泥、下流域は礫・泥、河口付近は泥で構成されている。

(2) 主な河川構造物

下流から逆井手水門（可動堰）等の堰が 3 ヶ所あり、このうち 2 ヶ所に魚道が設置されている。

4-15-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-15-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-15-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は、既存の環境基準点である晴天大橋とすることが適当である。

また、水質については、平成 26 年度の LAS の年平均値が生物 B 類型の環境基準値を超過していたが、その後の年度では生物 B 類型の環境基準値以下で推移していること、また、全亜鉛及びノニルフェノールは、各年度ともに生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
塩塚川	全域	生物 B（河川）	イ	晴天大橋

※達成期間 イ：直ちに達成

参考 関係法令

○水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

改正 昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告140・昭60環告29・昭61環告1・平3環告78・平5環告16・環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14・平12環告22・平15環告123・平20環告40・平21環告78・平23環告94・平24環告84・平24環告127・平25環告30・平26環告39・平26環告126・平28環告37

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付で行うこと。

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適切と考えられる方法によるものとする。

- (2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあっては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあっては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。
- (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

- (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
- (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
- (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表 <省略>

付表 <省略>

○環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第1項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第1項の基準が確保されるように努めなければならない。

○環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年11月19日政令第371号）

最終改正：平成23年11月28日政令第364号

内閣は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（環境基本法第16条第2項第1号の政令で定める水域）

第1条 環境基本法第16条第2項第1号の政令で定める水域は、別表に掲げる水域とする。

別表（第1条関係）

一 河川

（中略）

テ 山国川水系の山国川

ア 筑後川水系の筑後川

サ 筑後川水系の宝満川

二 海域

（中略）

リ 宇部市黒埼から大分県長崎まで引いた線、下関市網代鼻から北九州市八幡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

ヌ 諫早湾潮受堤防、長崎県瀬詰埼から熊本県天草下島シラタケ鼻まで引いた線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸大橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋及び陸岸により囲まれた海域

○水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）

最終改正：平成28年5月20日法律第47号

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第21条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるができるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第43条第2項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

環境水質用語解説

公共用水域

水質汚濁防止法では、終末処理場を設置する公共下水道および流域下水道以外の公共の用に供される水路、水域をいう。すなわち、河川、海域、湖沼等を指す。

環境基準点

公共用水域において、類型指定した水域毎に汚濁負荷が集約され、水質汚濁の状態を把握できる、その水域の水質を代表しうる地点をいう。環境基準の類型があてはめられた水域毎に1地点以上あり、水質測定を実施している。この地点での測定値をもとに環境基準の達成評価が行われる。

また、環境基準点以外についても、工場周辺や支流の合流地点など地域の実情に応じて水質の把握が必要とされる地点(補助点)において測定が実施されている。

環境基準

河川、海域、湖沼等の公共用水域における、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基本法に基づき国が定めたもの。

類型指定

河川、海域、湖沼の現況水質や利水状況又は水生生物の生息状況の適応性などを勘案して、水域ごとに維持することが望ましい環境基準の目標レベルが類型化されており、その類型を当てはめること。類型指定は、環境大臣（政令によって定められた水域に限る）と都道府県知事が行う。

生活環境項目

生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目で、河川、海域、湖沼の類型ごとに次のとおり基準値が設定されている

- ①水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的の適応性に応じてpH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質、全窒素及び全リンの基準値が設定されている。
- ②水生生物の生息状況の適応性に応じて、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の基準値が設定されている。
- ③水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じて、底層DOの基準値が設定されている。

健康項目

人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目で、カドミウム、全シアン、鉛、総水銀、PCB、トリクロロエチレン等公共用水域について27項目、地下水について28項目が設定されている。

要監視項目

公共用水域等における検出状況等からみて現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものと判断されるものとして、クロロホルム等公共用水域について31項目、地下水について24項目が示されている。

全亜鉛

自動車や建材構造物用亜鉛メッキ鋼板、電子部品、機械部品など多くの用途に使用される。

ノニルフェノール

洗剤の原料となる物質で、工業用洗浄剤などの用途で、主に事業者から公共用水域に排出される。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

合成洗剤の主成分である界面活性剤で、用途の約8割は家庭の洗濯用洗剤としての使用である。

クロロホルム

化学工業の広い範囲で溶媒として使用されている。

フェノール

主に有機合成化学工業の原料として使用されている。

ホルムアルデヒド

接着剤、塗料及び防腐剤などの成分であり、建材に広く用いられている。

4-tert-オクチルフェノール

界面活性剤や親油性フェノール樹脂の合成原料として使用されている。

アニリン

染料、ゴム薬品（硫化促進剤）、医薬品、有機合成剤、殺菌剤、ペイント等の多様な用途で使用されている。

2,4-ジクロロフェノール

殺虫剤、殺菌剤及び除草剤の原料であり、有機物を含む水の塩素処理や廃棄物等の燃焼により発生するほか、製紙工場の漂白工程排水や農薬等に含まれる。